

中沢秀平 市議会報告

日本共産党

中沢秀平 市議会のもようを
お知らせします

一般質問

国民健康保険につ
いて

国保税は全国的に高
く、滞納者が多くなつて
いるのが全国的な傾向で
す。藤岡市ではどんな状
況か、そして市の国保に
対する姿勢を質問しま
した。

藤岡市「相互扶助」が
基本。

藤岡市では加入者同
士が支えあい、運営して
いくつもりです。

国民健康保険法

第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

国庫負担の増額を

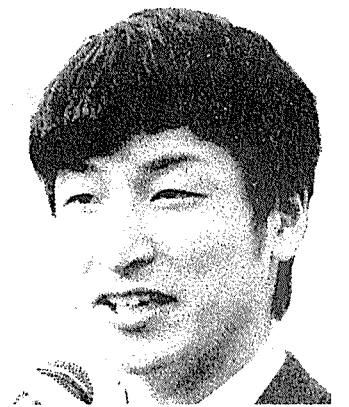
国保制度は社会保障を目的とし、国がその健全な運営に努めると国保法に規定されていま

す。国保は通常の保険制度と違い、国民皆保険制度の受け皿となるべき制度です。したがって、他の医療保険に入ることのできない高齢者・低所得者の割合が多くなっています。給付に見合った保険税が

国保総収入にしめる国庫支出の割合

1980年度	57.5%
1990年度	38.0%
1995年度	36.4%
2000年度	34.9%
2005年度	30.6%
2010年度	25.6%

高すぎる国保税の原
因は、国庫負担の削減で
す。政府は国保にたいす
る国の責任を次々と後
退させてきました。



資格証の発行は県内一位
保険税の滞納を一年
つづけると、通常の保険
証から「資格証明書」と
いう保険証に切り替えら
れます。資格証明書で受
診した場合、病院の窓口
でいったん大きな負担を
しなければいけません。
そのため受診抑制につ
ながるなどの問題があ
ります。
藤岡市ではこの資格証
の発行が県内12市でも
っとも多くなっていま
す。
すべての人に医療を保
障する皆保険制度に逆
行するようなこの資格
証の発行はすべきではあ
りません。

国保加入世帯と資格証の発行数

県内12市	国保加入		資格証明書	
	世帯数	人数	発行世帯	加入者比(%)
前橋市	53535	93177	789	1.47
高崎市	57139	99496	1803	3.16
桐生市	19859	34430	811	4.08
伊勢崎市	32383	59253	891	2.75
太田市	34350	61346	1085	3.16
沼田市	9075	16745	57	0.63
館林市	13023	23205	58	0.45
渋川市	13694	24758	170	1.24
藤岡市	11035	19817	637	5.77
富岡市	8242	14884	93	1.13
安中市	9863	17074	27	0.27
みどり市	8222	15440	105	1.28

【裏面に続きます】

汚水処理について

藤岡市の下水道整備

がなかなか進まないこと
で、市民のなかに不正
感をもっている方が多く
います。現在の藤岡市の
下水道整備状況と今後
の展望、浄化槽に対する
市の補助など質問しま
した。

補助制度の充実を

維持費を下水道と比べてみると浄化槽の方が高い
ようです。新規設備に補助金を出していますが、浄化槽
の維持管理にも補助金を出してほしいとの市民の声
は強くあります。

平成 25 年度末 県内 12 市下水道普及状況一覧

市町村	全体計画			下水道普及率	
	面積(ha)	計画面積人口	密度(人/km2)		
みどり市	1410	40078	2842	20.3	12
前橋市	8091.5	240990	2978	69.5	3
藤岡市	1600	46500	2906	27.3	10
沼田市	1498	55550	3708	59.8	4
富岡市	375	15460	4122	24.5	11
館林市	2770	80700	2913	47.8	5
高崎市	10564	323655	3063	71.5	2
渋川市	1161.5	26260	2260	40.6	7
桐生市	3419	98542	2882	80.4	1
太田市	5781	167487	2897	41.5	6
伊勢崎市	6356.5	199350	3136	29.8	8
安中市	1000	29940	2994	29.4	9

浄化槽と下水道との維持費の比較

浄化槽(5人槽)維持管理費	
保守点検料	18000 円
浄化槽法第 11 条検査料	5000 円
清掃料	26000 円
合計	49000 円/年
下水道使用料	
使用状況により	21700 円~48400 円/年
平均	約 35000 円/年

請願紹介

「安全保障関連法案廃案を求め、
国への意見書を提出する請願」

新日本婦人の会と藤岡九条の会から提出

中沢議員 総務常務委員会、本会議で奮闘

新婦人と藤岡九条の
会より提出された請願
の紹介議員として、総務
常任委員会で各委員の
質問に答えました。委員
の一人からは違憲か合憲
か判断に迷うような法
律は問題がある、また、
立憲主義として、政府の
判断で憲法の解釈が変
わるというもおかしい
という意見がありまし
た。本当にその通りで、だ
からこそ多くの国民が
「説明不足」だと感じて
いるのだと思います。
本会議では請願に対
する賛成討論をおこな
いました。違憲であるこ
と、理解が進んでいない



戦争法成立直後の世論調査		
審議が尽くされたと感がない	79.0%	審議が尽くされたと感がある
戦争法成立を評価しない	58	戦争法成立を評価する
戦争法成立を評価しない	57	戦争法成立を評価する
戦争法は憲法違反	51	戦争法は憲法違反でない

日本共産党無料法律相談のお知らせ

お困りごと、心配ごとはありませんか

日時 10月28日、11月18日
12月16日、1月20日
午後6時~

場所 藤岡事務所 藤岡 235-8

要電話予約 0274-22-8619

主催 中沢秀平事務所

ふじおか民報 2015年10月号外

藤岡市藤岡235-8 TEL 22-8619
●日本共産党の政策と見解をお知らせします

戦争法案「反対」「慎重審議」

意見書議会 358

5月に戦争法案が国会に提出されて以降、各地方議会で法案「反対」「慎重審議」などを求める意見書の可決が広がりました。

日本共産党自治体局の調べでは、9月20日現在で358自治体に達しました。

岩手県議会は24日の臨時会で、安保関連法案の強行採択に抗議し、同法案廃止を求める意見書が可決されました。県レベルでは初。

群馬では16日、玉村町議会が「戦争法案」の慎重審議を求める意見書を可決しています。